

## 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例 Q & A

### 第3条関係（建築物の建築の制限の緩和）

	質問	回答
1	観覧席であって屋外運動場に附属するものも建築物として制限の対象に含まれるのか。	観覧席であって屋外運動場に附属するものは、本条例の対象です。 観覧のための工作物は条例の対象となり、仮設の観覧席についても同様です。
2	河川管理者とは誰のことか。	一級河川である豊川は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所、二級河川の朝倉川は、愛知県東三河建設事務所です。
3	市民館は集会場から除かれるのはなぜか。	地区市民館は中学校区単位で設置されている周辺地域の市民が利用する生涯学習の拠点施設で、周辺環境を害する恐れがないため除外しています。
4	家屋倒壊等氾濫想定区域内になぜ屋外運動場に附属する観覧席を建築できるのか。 なぜ観覧席だけなのか。	豪雨時の利用がない屋外運動場に附属する観覧席は適用区域に制限はありません。 防災機能をもつ施設や豪雨時に利用が想定される施設は、家屋倒壊等氾濫想定区域内に建築できません。
5	観覧席については、家屋倒壊等氾濫想定区域内に造る場合でも、対象区域内の観覧席の面積を算入対象とし、10,000㎡以下とする必要があるのか。	そのとおりです。

6	観覧席の面積について、算定対象となるのは、どの部分になるのか。	<p>観覧席として利用される可能性のある部分は全て算入する必要があります。</p> <p>具体的には、観覧する空間内の、席として使える部分、席に至る動線となる通路が観覧席の面積です。</p>
---	---------------------------------	---

#### 第4条関係（建築物の敷地等に関する制限）

	質問	回答
7	第1項第2号、及び第3号において、建物の遮音性能を具体的数値により規制することとしているが、その考え方と効果、及び数値的根拠について教えてください。	<p>第1項第2号と第3号は、建築内部から外部への騒音について対策を求める規定です。建築物そのものに遮音性能を持たせることにより、第4条第1項第1号の距離による減衰と併せて、区域境界において、環境基準の値まで騒音を減衰させるものです。</p> <p>各号の数値については、第2号外壁等、第3号開口部、共に日本産業規格 J I S の遮音等級を参考とし、表に示す各振動数に応じた透過損失を目標値として設定し、離隔距離 20メートルを確保すると環境基準の値に下げることができる計算により設定しております。</p> <p>外壁等の数値に関しては、建築基準法第30条、及び同法施行令第22条の3の長屋等の住戸間の界壁の規定値と同一で、隣室の会話の内容がわからない程度のプライバシーが確保される規定値を条例において、外壁等に設定しています。</p>

8	<p>屋外の照明や音響の設備は具体的にどのような対応をする必要があるか。</p>	<p>4号（屋外に影響する照明設備）：          照明の対象とするもの以外への照射を抑制するために「照明照射の高さを低くし、周辺へ届く照明範囲を抑える」「照明器具本体を、上方への光を抑制した光害対策LED照明設備にする」「照明器具にルーバーなどを設け、周辺へ漏れ出ないようにする」ことが必要です。</p> <p>5号（屋外に影響する音響設備）：          「スピーカーの配置（位置や数）、スピーカーを向ける方向」「指向性スピーカーなどの使用や複数のスピーカーを連結させて構成するラインアレイスピーカーを使用で、狙ったエリアに明瞭に音を届け、周辺環境への音漏れを抑える対応」が必要。</p>
9	<p>第2項第1号の「同等以上の効果があると認められる遮蔽物等を築造等するとき。」とは、どのようなものを想定しているのか。</p>	<p>建築物と区域境界線との間に、遮音・遮光上有効となる遮蔽物などで、遮音・遮光の性能がある塀や他の建築物、植栽などを築造することが想定されますが、その効果は、第4条第1項第1号から第5号を満たすことが必要です。</p>